

## 議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録

開 会 年 月 日	令和元年 9 月 2 日
開 会 時 刻	午前 11 時 01 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 28 分
出席委員名	◎西山 則夫    ○品川 幸久    鈴木 豊司    福井 輝夫
	浜口 和久    吉井 詩子    宿 典泰    上村 和生
	中山 裕司（議長）
欠席委員名	—
署 名 者	西山 則夫
担 当 書 記	中居 涉
協 議 案 件	1 政策立案について
	2 議会BCPについて
	3 常任委員会等のインターネット放送について
説 明 者	議会事務局長、次長、議事係長、調査係長、
	議事係書記、調査係書記

## 会議の概要

西山会長の開会宣告の後、直ちに会議に入り、「政策立案について」、「議会BCPについて」及び「常任委員会等のインターネット放送について」を議題とし、条例等検討分科会会長及び広報検討分科会会長から報告を行い、それぞれ議会のあり方調査特別委員会へ報告することを確認した後、「これまでの協議経過について」広聴検討分科会会長及び広報検討分科会会長から報告を行い、各取り組み状況の確認をし、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時01分

### ◎西山則夫会長

ただいまから、「議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会」を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

本日、御協議いただきます案件は、お手元の事項書のとおりでございます。

それではまず始めに、「政策立案について」を議題といたします。条例等検討分科会、鈴木会長から御報告をお願いをいたします。

### ○鈴木条例等検討分科会会長

それでは、「政策立案」につきまして御説明を申し上げます。

この政策立案につきましては、議会のあり方調査特別委員会設立当時から、「政策立案の仕組みづくりは、今後検討が必要な事項」との確認がなされておりました。先進地視察も含めて、精力的に議論を進めてきたものであります。

また、政策立案の仕組みとしましては、伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱と伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例の2本で成り立っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

始めに、政策立案の仕組みとして取りまとめました資料1-1の「伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱」につきまして御説明を申し上げます。

第1条、趣旨の規定は、政策立案及び政策提言の実施に関し必要な事項を定めることとしておりますが、その根拠をこの後御提案申し上げます伊勢市議会基本条例第6条に置くことといたしております。

第2条は、政策立案と政策提言の定義について規定をしております。まず、第1項の政策立案とは、市政における課題の解決を図るため、議会みずからが政策を構想し、その実現のために必要な条例の制定または議決等を行うこと。第2項の政策提言とは、市政における課題の解決を図るため、必要な施策を議会全体の政策として市長等に提案することと定義付けをいたしております。

第3条は、政策課題の選定でございます。市政における政策課題は、地方自治法に規定します常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会におきまして、各委員会の委員からの提案及び議会報告会、意見交換会等の広聴活動及び請願、陳情、要望等から選定をいたします。

次に第4条、政策提案の素案の作成でございます。政策提案をされます委員会では、他市での実態調査や市民等からの意見聴取など、十分な調査・検討を行った上で、政策提案の素案を策定いたします。

第5条は、政策提案の確立でございます。いずれかの委員会で策定されました政策立案や政策提言は、全員協議会で御協議を願うこととし、パブリックコメント、公聴会等を実施の上、市民の意見を尊重しながら、最終的には議会の議決をもって決定をいたします。また、第2項では、議会で決定されました政策立案や政策提言は、遅滞することなく条例の制定等の必要な手続き及び市長等への提言を行います。

第6条は、検証及び評価でございます。政策立案、政策提言の実行性やその成果を確認するため、提案されました委員会におきまして、検証及び評価を行い、議会に御報告いただくこととなります。

第7条、補則では、この要綱に定めのない事項につきましては、議長が別に定めることといたしております。

なお、この要綱は、議会のあり方調査特別委員会での審議を経た後、議長の決裁の日から施行することとなりますが、議会基本条例の一部改正と同時に施行をいたします。

なお、要綱の末尾には、政策立案・政策提言フローを添付しておりますので、御高覧いただきたいと思っておりますし、各議員からの提案につきましては、地方自治法第112条の規定により、議員定数の12分の1以上の賛成をもって、議会に議案として提出することができることとなっておりますので、この要綱では、議員からの提案につきましては触れておりません。御理解いただきたいと思っております。

ただ、条例等検討分科会におきまして、議員間によります政策研究会の設置につきましては、今後の検討課題ということで確認がなされております。

以上が、伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱の説明でございます。

続きまして、資料1-2、伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例の説明に移らせていただきます。

今回の改正は、先ほど御説明申し上げました政策立案及び政策提言の仕組みを実施要綱の形でまとめましたことから、その政策立案、政策提言の法的根拠を議会基本条例に置くために必要な整備を行おうとするものでございます。

順不同となりますが、始めに第2条、議会の活動原則の改正でございます。議会の活動原則の規定に、第4号として、積極的な政策立案及び政策提言の取り組みを追加しております。

第6条は、政策立案及び政策提言の規定でございます。従前の第6条以降を1条ずつ繰り下げ、新たに第6条として政策立案及び政策提言の規定を置くもので、議会は政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行うことといたしております。

第8条は会派の規定で、会派では、現在、会派の意志を表明できることとなっておりますが、新たに会派間の合意形成を求めるものであります。

第23条は、議会事務局の規定でございます。政策立案、政策提言の実施に係ります議会事務局の強化策として、調査・法務能力の充実・強化に加え、議会活動の円滑化、効率化を図るため、組織体制の整備に努めることとしたものであります。

最後に、冒頭にあります目次の改正でございます。目次には括弧書きで各章に該当する条番号が記載されておりますが、第6条以降を1条ずつ繰り下げたことにより、その条番号につきまして変更が生じたものでございます。御理解を賜りたいと思います。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、政策立案に係ります伊勢市議会政策立案及び政策提言実施要綱及び伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫会長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただきました「政策立案について」、御発言がございましたらお願いをいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

御発言もないようですので、条例等検討部会から報告のありました「政策立案について」は、議会のあり方調査特別委員会の全体会で御報告いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

次に、「議会BCPについて」を議題といたします。条例等検討分科会、鈴木会長から御報告をお願いいたします。

○鈴木条例等検討分科会会長

それでは、伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）につきまして説明をさせていただきます。

現在、大規模災害時におきましては、平成28年6月に制定されました「伊勢市議会大規模災害対応基本方針」に基づき対応することとなっておりますが、議会並びに議会事務局の行動基準をより明確にするため、伊勢市議会の業務継続計画、いわゆる「議会BCP」の検討につきまして、本年1月16日の企画調整部会で御指示いただいたところであります。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられるなど、私どもを取り巻く環境には変化がございまして、それら緊急性に配慮しつつ、優先的に素案づくりを進めてきたところであります。

それでは、資料2の伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）につきまして説明をさせていただきます。

まず、1基本方針の目的でございます。

議会の役割、議会の責務等に応えるため、伊勢市議会大規模災害対応基本方針を基礎にして、大規模災害が発生したときに必要になります組織体制や議員、事務局職員の行動基

準などを定めます伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）を策定をいたします。

次の想定災害でございますが、伊勢市内におきまして、「震度5以上の地震が発生したとき」、「大津波警報が発表されたとき」、「暴風・豪雨・洪水・土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生したとき」、「大規模火災、爆発、水難等が発生したとき」、「その他重大な災害が発生したと議長が定めるとき」を議会BCPの対象となります災害と位置づけをいたしております。

次に、議会BCPの対象期間でございますが、通常の議会体制への移行や市災害対策本部の復旧状況を考慮して、災害発生後1ヵ月以内としております。

次に、1ページ後段から2ページにかけての市議会災害対策会議でございます。市議会に、議員間の協議・調整の場及び災害復旧の支援を行うための組織として、伊勢市議会災害対策会議を設置いたします。なお、議会事務局は、議長の命により、災害対策会議の業務に従事することとなります。

1番の設置基準は、伊勢市に災害対策本部が設置された場合、あるいは議会BCPの対象とする災害が発生した場合で、議長が必要と認めるときに、市議会に災害対策会議を設置いたします。

その構成は、2番に記載のとおり、議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長及び各会派の代表者となります。

なお、議長は、災害対策会議を代表するとともに災害対策会議を招集いたします。

4番の災害対策会議の所掌事務は、「議員の安否確認及び参集」、「災害情報の把握及び災害対策本部への情報提供と各議員への伝達」、「要望事項、要望活動の調整」、「本会議、委員会等の開催とその議事の調整」などとなっております。

5番、災害対策会議の任務でございますが、議長は、災害対策会議の設置と災害対策会議の事務を統括すること。そして、災害対策本部と連携し、災害対応に当たること。副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があればその職務を代理すること。その他の災害対策会議員は、議長の指示のもと、「災害対策会議の運営及び設置・解散の伝達」、「議員の安否確認及び参集」、「本会議、委員会の開催」、「災害情報の収集・伝達と災害対策本部との連携・協力」などが災害対策会議員の任務となります。

次に、2ページ後段の職務代行の順位でございます。議長の不在時等は、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長の順で、議会事務局長の不在時等は、次長、議事係長、調査係長、庶務係長の順で、それぞれの職務を代行いたします。

次に、情報伝達でございますが、災害対策会議及び災害対策本部が互いに連携体制を構築し、情報を共有して災害対応に当たるため、情報伝達経路を定めております。

なお、議員及び各会派からの災害対策本部への情報提供、情報収集や要望等につきましては、必ず災害対策会議を窓口として行っていただくようお願いをさせていただきます。

次に、4ページの2番、災害発生時の行動基準でございます。ここでは、議会、議員、そして事務局ごとに初動期の災害発生直後から24時間以内、中期の2日目から7日以内、後期の8日目以降の3段階に分類し、それぞれの具体的な行動基準を示しております。それぞれの行動基準の内容につきましては御高覧を願いたいと思いますが、基本的には災害対策会議の指示に従っていただくこととなります。

議員の皆さん方におかれましては、この行動基準を熟読の上、今後の災害発生時に備えていただくようお願いを申し上げます。

次に5ページ3番、議会BCPの運用でございます。始めに、防災訓練は、議会BCPが対象とします災害等を想定した非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練などを定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図ることといたします。次に、備蓄資材でございますが、災害対応に継続的に従事する場合を考慮し、72時間、3日間の備蓄品を計画的に備えます。次に、通信環境は、大規模災害等が発生した場合に、情報伝達手段の確保を図るため、災害時優先電話の確保やSNS等を活用した新たな情報伝達手段を検討いたします。

次の議場の代替施設でございますが、議場の設備、機能が停止した場合は、災害対策本部と調整しながら、代替施設を検討いたします。

次に、参集体制であります。まず、議長は、議会BCPが対象とする災害が発生したときには、直ちに登庁いたします。副議長を含め、災害対策会議の構成員は、議長の指示により登庁いたします。その他の議員は、災害対策会議から指示があるまでは、自身の連絡体制を確立のうえ、地域活動に当たることといたしております。

次に、議会BCPの継続的改善でございます。議会BCPは、防災訓練等を通じ、その実行性を確認し、議会BCPに変更の必要が生じた場合は、各派代表者会議に諮り、改善を行います。

なお、4番、その他におきまして、平成28年6月27日に制定されました伊勢市議会大規模災害対応基本方針は廃止をすることとなります。

以上が、伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）の説明でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎西山則夫会長

はい。ありがとうございました。

ただいま御報告をいただきました「議会BCPについて」、御発言がございましたらお願いいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

御発言もないようですので、条例等検討部会から報告のありました「議会BCPについて」は、議会のあり方調査特別委員会の全体会で御報告をいただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

次に、「常任委員会等のインターネット放送について」を議題といたします。広報検討分科会、浜口会長から御報告をお願いいたします。

○浜口広報検討分科会会長

それでは、広報検討分科会の常任委員会等のインターネット放送につきまして、御説明を申し上げます。

広報検討部会では、調査・検討項目として「議会のICT化について」を協議いたしております。その中で、議会放送について検討を重ねてまいりました。

資料3をごらんください。

伊勢市議会の議会放送の現状でございますが、議場での本会議や予算・決算特別委員会の全体会は、事務局で収録した映像データをケーブルテレビ委託業者へ渡し、放映しております。また、委員会室での予算・決算特別委員会は、ケーブルテレビ委託業者に収録しに来ていただき、放映しています。そして、どちらも伊勢市議会のホームページにおいてユーチューブのサイトを利用したインターネット配信を実施しております。

議会放送については、市民に対する開かれた議会のためにも、会議の様子を公開していくことが求められております。平成30年8月の庁舎改修に伴い、委員会室での放送設備が整備されたことから、当分科会では、今後の方針として、現在放送を実施していない委員会室での常任委員会、常任委員協議会、全員協議会等についても、放送を実施していくことを費用対効果も検証しながら協議を進めてまいりました。

その結果、当分科会の意向としては、現在も伊勢市議会のホームページで実施しているインターネット配信を活用し、経費をかけることなく委員会室での常任委員会、常任委員協議会、全員協議会等も放送したいと考えております。

なお、会議の内容により、公開の是非の協議が必要な場合には、随時当分科会を開催し、決定してまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

以上、広報検討分科会からの報告とさせていただきます。企画調整部会におきましてもよろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎西山則夫会長

はい、ありがとうございます。

ただいま御報告をいただきました「常任委員会等のインターネット放送について」御意見がございましたらお願いしたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

御発言もないようでありますので、広報検討分科会から御報告のありました「常任委員会等のインターネット放送について」は、議会のあり方調査特別委員会の全体会で御報告をいただくことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

通知にはございませんが、各分科会から何か御報告がございましたらお願いをしたいと思います。

広聴検討分科会、宿会長。

○宿広聴検討分科会会長

それでは、広聴検討分科会のこれまでの協議の経過について御報告申し上げます。

広聴検討部会のこれまでの具体的な調査・検討項目について、順に申し上げます。

まず、広聴機能のあり方・仕組みづくりについてでありますけれども、広聴活動の充実を図っていく新たな活動として、8月8日木曜日に、伊勢市高校生議会を開催をさせていただきました。市内7校18名と、全議員が参加いただく中で、無事に終了することができました。この場をお借りして、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

今後も開かれた議会を目指し、さらなる広聴活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、議会報告会・意見交換会については、今年度は9月定例会後に開催を予定するというようになっております。8月28日水曜日の広聴検討分科会におきまして、開催時期や内容についてですね、各会派で御検討いただき、次回の広聴検討分科会までに正副会長及び事務局まで御報告をいただきたい。最善の方法で実施することが決定しました。

詳細が決まってまいりましたら改めて御報告を申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、議会アンケートについては、8月の伊勢市高校生議会におきまして参加高校生や引率の先生方にアンケートを行いました。昨日、夏休みが終わったばかりであり、すべての高校生・高校からアンケートの回収が完了していない状況であります。集計が終わり次第、改めて御報告をさせていただきますので、お願いいたします。

今後も議会報告会・意見交換会等の開催時に参加者にアンケートの御協力をいただくなど、広聴活動の一つの手法として、随時、可能なタイミングで実施してまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上、広聴検討分科会から御報告をいたします。

ありがとうございました。

◎西山則夫会長

ありがとうございました。

他に、広報検討分科会、浜口会長。

○浜口広報検討分科会会長

広報検討分科会から御説明を申し上げます。

それでは、これまでの協議の経過について御報告申し上げます。

私ども、広報検討分科会のこれまでの具体的な調査・検討項目は、市議会だより、ホームページ、議会のライブ中継、議会のICT化、その他広報に関することとございます。

まず、市議会だよりにつきましては、先日9月1日号を発行したところでございます。今後も引き続き市民の皆様にとってもらえるような紙面構成やレイアウトについて検討をしていきたいと考えております。

次に、ホームページにつきましては、今年度末に伊勢市のホームページがリニューアルされることもあり、ページの構成や掲載内容の精査を事務局と図っていきます。

次に、議会のライブ中継、議会のICT化につきましては、常任委員会・委員協議会の

録画放送を先行し、協議を行っており、先ほど報告いたしましたとおり、常任委員会の委員会等のインターネット放送については実施をさせていただくことで、議会のあり方調査特別委員会の全体会で報告をさせていただきたいと思っております。

今後につきましても、引き続きこれらの事項を本分科会の協議項目として、他の分科会とも連携を図りながら、協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上、広報検討分科会から今後の進め方について御報告をいたします。

◎西山則夫会長

はい、ありがとうございました。

それぞれに御報告をいただきましたが、他の分科会の内容でもよろしいですので、委員の皆様方から御意見・御質問等がございましたら、この際出させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御発言もないようでございますので、この程度で終わらせていただきたいと思います。

次に、「その他」でございますが、それぞれ、報告いただいた内容で、これからも取り組んで行かれるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

御発言もないようですので、「その他」につきましては、この程度で終わらせていただきたいと思います。

以上で本日御協議願います案件は終了いたしましたので、本日はこの程度で企画調整部会を閉会をさせていただきます。御苦勞様でございました。

閉会 午前11時28分

上記署名する。

令和元年 月 日

会 長